

1997年商標規則(2011年改正)

指針要約(更新版)

1997年商標規則(2011年改正)

公布日:2011年2月15日

本通知は、1997年商標規則(2011年改正)に基づく商標登録出願手続きを明記するために商標登録官が発行するものである。

本改正は、2011年2月15日より施行される。

1. 手続きおよび手数料

- a. 2011年2月15日より前に行われた手続きで、商標が登録されているものについては、全て新規規則が適用される。
- b. 2011年2月15日より前に行われた手続きで、出願が係属中であるものについては、全て旧規則が適用される。
- c. 2011年2月15日以降になされた出願については、全て新規規則が適用される。

注:

1976年商標法に基づく、商標関連のあらゆる出願および請求に関する手数料および様式は、**2011年2月15日より**2011年商標(改正)規則に従うことになる。納付額に不足がある場合は、新たな手数料の要件を満たすにあたり、出願人には**2011年3月8日まで**猶予が与えられる。

施行日の概要

出願日		係属中の出願	登録済の商標
自	至		
-	1997年11月30日	1983年商標規則	1997年商標規則 (2011年改正)
1997年12月1日	2011年2月14日	1997年商標規則	1997年商標規則 (2011年改正)
2011年2月15日	-	1997年商標規則 (2011年改正)	1997年商標規則 (2011年改正)

2. 電子出願

本規則の規則 8A および 8B に従い、電子出願による商標の出願を希望する出願人は手数料の割引が受けられる。手数料については[\(ここをクリック\)](#)を参照。

出願人は電子出願システムを利用するにあたり、事前に IP オンラインウェブサイトを通じて、マレーシア知的財産公社(MyIPO) が発行するデジタル ID(無料)を申請しなければならない。

3. 早期審査

本規則の規則 18A に従い、規則 18 に基づき商標登録を出願する又は出願した出願人は、出願の早期審査を申請することができる。かかる申請は、出願日から4ヶ月以内に様式 TM5A (2通)を提出して行う。登録官が申請を承認した場合、出願人は登録官の決定から5営業日以内に様式 TM5Bを提出しな

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

なければならない。出願人が様式 TM5B を規定の期間内に提出しない場合、登録官は当該の早期審査の申請を行われなかったものとして取り扱う。

早期審査の申請書には、規定で定められるとおり、特定の事情および申請理由を記載した宣誓供述書または法定宣言書(法定宣言書のサンプルを添付)を添付しなければならない。申請の承認／拒絶に関する決定は、出願人が記載した理由に基づき下される。

登録官は TM5A (2 通) 上に決定内容を記載し、3 営業日以内に郵便、電子メールまたは電話により出願人に決定内容を伝える。

早期審査の手続きを本書に添付する。

4. 連続商標

規則 22 に従い、3 件以上の商標が含まれる連続商標の出願については、3 件目以降の商標に所定の手数料 RM50.00 が課せられる。

5. 一方当事者聴聞

規則 27 および 28 に従い、これらの規則の(3)および(4)に基づく聴聞の申請は、様式 TM9A を提出することにより行い、所定の手数料を納付するものとする(本規則は、2011 年 2 月 15 日以降の出願についてのみ拘束力を有する。)

6. 公告の請求

様式 TM29 を TM31 (公告請求書) に差し替える。

規則 33(2)に従い、承認通知の方法が差し替えられ、請求が承認された場合は、請求が承認された旨と、2 ヶ月以内 に様式 TM31 を提出して所定の手数料を納付することが要求される旨を記載した通知書が出願人に対して発行されることになる。

出願人が上記手続きに従わない場合は、出願人が自らの請求を放棄したものとみなされる。

7. 異議申立手続に関する期間延長

規則 84(2)に従い、特に異議申立手続に関する期間延長のための様式 TM27A が作成される。

注: 本書は 1997 年商標規則(2011 年改正)の要旨を記載することを目的とするものである。本通知と 1997 年商標規則(2011 年改正)との間に差異がある場合は、1997 年商標規則(2011 年改正)が優先される。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標出願の早期審査

手続き

商標登録を出願する又は出願した(様式 TM5)出願人は、様式 TM5A(商標登録出願の早期審査承認申請書)(「承認の申請」)に、所定の手数料および早期審査の理由を記載した法定宣言書を添えて提出することにより商標出願の早期審査承認の申請を行うことができる。

早期審査について受け入れられる条件

- ・ 国家または公共の利益となる場合。
- ・ 規則 18 に基づき出願された商標に関して侵害訴訟が発生している場合、もしくは侵害の可能性を示す証拠がある場合。
- ・ 商標の登録が政府または登録官が認める機関が交付する金銭的利益を得る上での条件となっている場合。
- ・ 申請を裏付けるその他の合理的な理由がある場合。
> 登録官が承認の申請の可否を決定する(「登録官の決定」)。

登録官が申請を承認した場合、出願人は登録官の決定を受領した日から 5 営業日以内に様式 TM5B(商標出願の早期審査請求書)(「早期審査請求」)を提出し、所定の手数料を納付しなければならない。

登録官が記入済の様式 TM5B および所定の手数料を受領した後、登録官は当該商標の審査を「迅速レーン(expedited lane)」で開始する。

費用

様式 TM5A は RM200(電子出願の場合)または RM250(郵送または直接提出の場合)である。これは、様式 TM5 による通常の出願料 RM330(電子出願の場合)または RM370(郵送または直接提出の場合)に上乗せされる額である。

様式 TM5B は RM1060(電子出願の場合)または RM1200(郵送または直接提出の場合)である。

早期審査の手数料一覧

様式	通常出願		早期審査	
	電子出願(RM)	郵送または直接提出(RM)	電子出願(RM)	郵送または直接提出(RM)
TM5	330	370	330	370
TM5A	-	-	200	250
TM5B	-	-	1060	1200
TM31	600	650	600	650
合計	930	1020	2190	2470

出願の審査後について

審査官による拒絶がない場合、出願は承認され、承認を知らせ、**2ヶ月以内**に様式 TM31 の提出と所定の手数料の納付を要求する通知書が出願人に対して発行される。出願は異議申立(政府官報の発効日から 2ヶ月)のために政府官報で公告される。

出願人が上記の手続きに従わない場合は、出願人が自らの出願を放棄したものとみなされる。

審査官が拒絶した場合、当該出願はそれ以降早期審査として取り扱われなくなる。

早期審査でも異議申立の対象となる？

法定要件として、**全ての**出願に対して、登録前に 2ヶ月間の異議申立期間が設けられる。

その他、考慮すべき重要な事項は？

様式 TM5A および TM5B の提出に先立ち、先行調査を行うことが望ましい。

商品またはサービスに関する出願には全て、附則Ⅲに掲げる分類が 1つしか含まれないものとする。

6ヶ月3週間で登録を受けるにはどうすれば良い？

登録官が提示するスケジュールに沿って登録を受けるには、出願日から 1ヶ月以内に早期審査承認申請を行い、登録官の承認通知から 1ヶ月以内に公告請求を行わなければならない。

連続商標の場合は？

3件以上の商標が含まれる連続商標の出願については、3件目以降の商標に所定の手数料 RM50.00 が課せられる。

商標登録手続

通常手続の場合

- 出願一出願人による様式 TM5 (RM370) の提出
 - ・ 優先権が主張されている場合 (パリ条約による 6 ヶ月の優先権主張期限に準拠すること)6 ヶ月
- 調査および審査 > 合格
2 ヶ月
- 公告請求
 - ・ 出願人は、合格通知の日付から 2 ヶ月以内に様式 TM31 (RM650) を提出。1 ヶ月**
- 官報の準備
 - ・ MyIPO が官報の草案を作成し、発行に向けて政府の印刷所に提出するのに 1 ヶ月。1 ヶ月
- 官報
 - ・ 2 ヶ月にわたる一般からの異議申立期間2 ヶ月
- 登録承認
 - ・ クリアランスと証書発行に 2 週間2 週間

* 条件

- 国家または公共の利益となる場合。
- 規則 18 に基づき出願された商標に関して侵害訴訟が発生している場合、もしくは侵害の可能性を示す証拠がある場合。
- 商標の登録が政府または登録官が認める機関が交付する金銭的利益を得る上での条件となっている場合。
- 申請を裏付けるその他の合理的な理由がある場合。

** 重要: 登録官が提示するスケジュールに沿って登録を受けるには、出願日から 1 ヶ月以内に早期審査承認申請を行い、登録官による合格通知から 1 ヶ月以内に公告請求を行わなければならない。

早期審査を利用する場合 *

- 出願一出願人による様式 TM5 (RM370) の提出
 - ・ 必要な手続
- 早期審査承認申請 *
 - ・ 出願人は、様式 TM5A (RM250) を提出。これに対し、登録官は 5 営業日以内に応答。
- 早期審査請求 *
 - ・ 出願人は、登録官による決定の受領日から 5 営業日以内に様式 TM5B を提出。
- 調査および審査 > 合格
- 公告請求
 - ・ 出願人は、合格通知の日付から 2 ヶ月以内に様式 TM31 (RM650) を提出。
- 官報の準備
 - ・ MyIPO が官報の草案を作成し、発行に向けて政府の印刷所に提出するのに 1 ヶ月。
- 官報
 - ・ 2 ヶ月にわたる一般からの異議申立期間
- 登録承認
 - ・ クリアランスと証書発行に 3 週間 (パリ条約による 6 ヶ月の優先権主張期限に準拠すること)

